

運動部活動の在り方に関する方針

愛媛県立松山西中等教育学校

本方針は、愛媛県及び愛媛県教育委員会が平成30年6月に策定した「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」に則り、本校における運動部活動に係る活動方針を次のとおり定める。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部顧問は年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 月間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）を学校のホームページに掲載し公表する。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度となるないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進

- (1) 校長及び運動部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 熱中症事故防止の観点から、気温・湿度などの環境条件に配慮し、活動の中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応する。
- (3) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に実施する。
- (4) 各部顧問及び生徒に対して、事故発生時の初期対応、連絡体制の周知を徹底し、心肺蘇生法・AED 使用に関する研修を実施する。

3 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるように、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえた基準とする。

(1) 前期課程における基準

- ア 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ウ 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会等を控えている時期など、活動時間の延長を校長が認めればこの限りではない。

(2) 後期課程における基準

- ア 学期中は、週当たり 1 日以上の休養日を設ける。(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。) 考査発表期間中や考査期間中、また、長期休業中の休養日を含めて、年間を通して、週当たり 2 日に相当する総休養日数を確保するよう努める。
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ウ 1 日の活動時間は、ミーティング等の時間を除いて、長くとも平日では 2 時間 30 分程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は 3 時間 30 分程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会等を控えている時期など、活動時間の延長を校長が認めればこの限りではない。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

多様な生徒のニーズに応えるため、社会体育で継続的に活動している生徒が各種大会等への参加を希望する場合は、その活動状況を考慮し、参加できるよう配慮する。

5 その他

文化部活動についても、その趣旨に鑑み、原則として本方針に準じるものとする。